

◆非営利活動

「協同組合」は共通の目的のために、個人あるいは中小企業者が集まり、組合員となって事業体を共同で所有し、民主的ルールの下で管理運営を行う非営利の相互扶助組織を指す。例えば中小企業の経営の合理化と取引条件の改善を図る目的で、事業協同組合が中小企業等協同組合法に準拠して設立されるなどし、経済活動の一端を担っている。

同じ非営利の組織にNPO法人があるが、こちらは従来の官(行政)と民(企業)の二極構造に加え、公(公益活動)としての役割を果たしている。災害救助、地域振興、消費者保護、環境保全、国際協力などといった社会の諸問題に対応する。NPO法人は、

非営利団体のボランティア活動を後押しするため制度化されているので(特別非営利活動推進法)、協同組合と対比

労働者協同組合について



③事業が組合員の事業を支持する共同経済事業か、保健・医療・国際協力等法定の事業か④出資と配当がセットにな

っているか、いずれも不可とされているかなど。

◆協同労働への展開

今回、労働者協同組合法が制定され、2022年12月11日までの間に施行の運びとなった。「協同労働組合」の考え方は、海外の例から、NPO法人と並ぶ法人形態と期待されながら、法制化が遅れていた。

同法第1条は、労働者協同組合を、「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自

らが事業に従事することを基本原理とする組織」と定義しており、多様な就労の機会を創出し、地域における需要の機会に応じた事業が行われることを促進するとその目的をうたっている。

特異な点は、出資(資本金)

・労働(労働者)・経営(使用者)を三位一体のものとして捉えていることだ。ここでいう協同労働なら民法上の組合でもできるが、法人格は得られない。事業が行えることは、法律上担保されており、協同組合やNPO法人と大きく違っている。

そのほかには(1)組合の非営利性を維持するため、出資はするが、これに対する配当を禁止し、組合員が組合の事業に従事した程度相当の従事分量配当のみを認めている(2)組

合が行う事業は、組合の基本原理を逸脱しない限り、持続可能で活力ある地域社会の実現に役立つものなら、原則自由である(3)労働者の保護については、組合と組合員との間で労働契約を締結することで労働法規が適用される(4)組合の設立は、準則主義がとられているので、登記すれば足り、設立の認可などを要しない(5)都道府県知事による監督を受け、違反に対しては業務停止・解散命令などの処分が科される(6)企業組合やNPO法人からの組織変更もできる

この先「働き方改革」を推し進めると、労働者サイドからすれば、副業、週休3日制、転職(スキルアップ)への期待が持て、新しく協同組合設立の動きも出てくる。
(弁護士・浦田益之)